

社会福祉法人春光学園・春光基金運用規程

1 目的

この規程は、社会福祉法人春光学園後援会（以下、「後援会」という。）からの寄付金を基金として設立した「春光基金」（以下、「基金」という。）の運用について必要な事項を定める。

2 基金の原資

基金の原資は、後援会の会費をもって充当する。

3 基金の用途

基金の用途は、次のとおりとする。

(1) 学習支援

法人が運営する児童養護施設春光学園（以下、「春光学園」という。）に在籍する児童に対する学習支援を行うための講師等の謝礼及び教材購入に要する費用として活用する。

(2) キャリアカウンセリングプロジェクト

春光学園に在籍する児童の自立に向けたキャリアカウンセリングを行うための講師謝礼、教材購入及び施設見学に要する費用として活用する。

(3) 奨学金

春光学園を退園した児童が大学及び短期大学・専門学校等に進学した場合で、在学する履修期間内の各年次の授業料等の一部として奨学金を支給する。なお、奨学金の支給は次による。

ア 入学金として20万円を支給する。

イ 各年次に奨学金として12万円を支給する。ただし、給付は前期と後期に分けて6万円ずつを支給するものとする。

ウ 履修期間は、原則として、大学は4年間、短期大学及び専門学校は2年又は3年間とするが、病気療養等止むを得ない事情がある場合は、この限りでない。ただし、怠学等素行が不良である時は奨学金を支給しない。

エ 奨学金は、返還義務はない。

オ 奨学金の支給を希望する者は、その年度の前期（4月）と後期（10月）に在学証明書を必ず提出するものとする。

(4) 就職支度金

春光学園を退園する児童が就職決定した場合は、自立を支援するために就職支度金を支給する。なお、就職支度金の支給は次による。

- ア 就職支度金として13万円を支給する。
- イ 就職支度金の支給は、スーツ、住宅の借上げや家財等の購入に充てるため、3月期に支給するものとする。
- ウ 就職支度金は、返還義務はない。
- エ 就職支度金の支給を希望する者は、就労先の就職証明書又は就職予定証明書を必ず提出するものとする。

(5) 運転免許証等の資格取得費

春光学園に在籍する児童が、社会的自立に向けて普通自動車の運転免許証や介護職員等の資格を取得した時は、10万円を限度として支給する。

ア 資格取得費の支給を希望する者は、運転免許証の写しや資格取得証明書の写しを必ず提出するものとする。

(6) ランドセルの支給

春光学園に在籍する児童のランドセル購入に要する費用として活用する。

ア 小学校入学時に在籍予定の幼稚園年長児に支給する。

イ 購入限度額は、一人当たり6万円とする。

(7) 設備等の整備

法人が運営する春光学園の設備及び備品等の購入に充てる費用として活用する。

(8) 各用途の金額について

(9) その他

ア その他、後援会の三役会議で緊急に活用することが認められた用途。

イ 各用途の金額は、社会情勢の変化等により必要と認める場合は、理事長と後援会会長が協議の上、増額することができる。

4 基金用途の決定

基金用途の決定は、理事長が行うものとする。ただし、法人が直接事業を行うことが出来ないため、基金の活用にあたってはその都度施設会計に繰り入れることとする。

5 基金収支の報告

(1) 法人は、毎年度基金の使途計画書と予算書を作成して、後援会の役員会に諮り、承認を得るものとする。

(2) 法人は、年度終了後速やかに基金の使途報告書及び決算書を作成して、後援会の役員会に諮り、承認を得るものとする。

6 監査

基金は、法人の監事による監査を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成25年5月14日より実施する。

附 則

この規程は、平成26年5月19日より実施する。

附 則

この規程は、平成27年5月19日より実施する。

附 則

この規程は、令和3年5月25日より実施する。